

徳島県告示第195号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の24第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者に係る同法第21条の5の3第1項の指定の全部の効力を次のとおり停止した。

令和8年4月3日

徳島県知事 後藤 正 純

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類	停止の内容	停止の期間
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社アイグラン	広島市西区庚午中 一丁目7番24号	あいぐらんアップ田 宮教室	徳島市北田宮三丁 目1番11号	児童発達支援	指定の全部の 効力の停止	令和8年4月1日から 同年9月30日まで